

# 行政手続コスト削減に向けて (見直し結果と今後の方針)

平成 30 年 4 月 24 日  
規制改革推進会議  
行政手続部会

<b>I. 検討の経緯</b> . . . . .	P 1
<b>II. 行政手続コストの計測結果と削減見通し</b> . . . . .	P 2
<b>III. 基本計画の見直し結果</b> . . . . .	P 4
1. 営業の許可・認可に係る手続	
2. 社会保険に関する手続	
3. 国税・4. 地方税	
5. 補助金の手続	
6. 調査・統計に対する協力	
7. 従業員の労務管理に関する手続	
8. 商業登記等	
9. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）	
10. 行政への入札・契約に関する手続	
<b>IV. 横断的な取組事項</b> . . . . .	P26
1. 行政手続簡素化の3原則	
2. 利用者目線での本人確認手続の簡素化	
3. 省庁の枠を超えたワンスオンリー化	
4. デジタルファースト（行政手続の完全デジタル化）に向けて	
5. 国の出先機関ごとの独自の運用ルール（いわゆるローカル・ルール）の撤廃	
<b>V. 地方の手続の簡素化</b> . . . . .	P31
1. 地方自治体による行政手続コスト削減の重要性	
2. 経済財政諮問会議における議論	
3. 地方における書式・様式の統一	
4. 地方自治体からの取組の強化	
<b>VI. 今後取り組むべき事項</b> . . . . .	P33
1. チェック&レビュー	
2. 地方自治体への横展開	
3. 「働き方改革」「生産性向上」の観点からの更なる簡素化	

## I. 検討の経緯

民間事業者は、申請書の作成・準備や、行政窓口との往復等を含め、行政手続に相当の時間とコストをかけている。事業者の生産性向上・働き方改革のためには、政府自らが、事業者の生産性を阻害しないように、期限付きの数値目標を掲げて、行政手続を簡素化する必要がある。

昨年3月の規制改革推進会議において、安倍総理の出席の下、経済3団体の長（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）の参加を得て、「事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」という観点から、「2020年3月までに行政手続コスト（事業者の作業時間）の20%以上の削減」を決定した。

また、行政手続コスト削減の3原則として、①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、③書式・様式の統一を掲げた。この決定にのっとり、昨年6月に各省庁が基本計画（簡素化計画）を策定した。

本部会は、昨年8月末に2つの検討チームを設置し、各省庁の基本計画について集中的に点検を行い（7か月間で合計22回の会合を開催）、その点検結果を踏まえて、各省庁は本年3月までに基本計画を改定した。

具体的には、重点分野ごとに各省庁の優良事例を横展開すべく、基本計画見直しの基本方針を示すとともに、事業者からの要望の強い個別事項についても、各省庁に対して簡素化を要請した。

また、中小企業における人手不足の解消、更には長時間労働の是正が求められる中で、本部会としても、中小企業に影響が大きい分野・事項における取組の深掘りを行った。具体的には、社会保険、補助金、本人確認等の分野について、第2回中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（平成30年1月11日）において、簡素化のための工程表を取りまとめた。

さらに、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）において、「行政からの生産性革命」が基本的な方針として示され、IT総合戦略本部（平成29年12月）、eガバメント閣僚会議（平成30年1月16日）においても「行政サービスの100%デジタル化」、「添付書類の撤廃」等が決定された。また、未来投資会議（平成30年3月30日）においては、安倍総理から、「生産性革命を強力に進めていく上で、まずは隗より始めよ、行政自ら最新技術を積極的に活用し徹底的な生産性向上に取り組む必要がある」旨の指示があった。このような一連の動きを踏まえ、本部会においても、特にデジタル化に焦点を当てた取組を行った。

## Ⅱ. 行政手続コストの計測結果と削減見通し

行政手続コストの数値化は、今回の取組が我が国として初めてのものであるが、これにより削減効果の定量的な検証が可能となる。

- (1) 各省庁は、上記の規制改革推進会議の決定にのっとり、重点分野ごとに、年間手続件数 100 件以上の手続について、簡素化のための基本計画を策定した（年間手続件数ベースのカバー率：99.6%）。
- (2) また、各省庁は、基本計画を策定した手続（1,223 本（年間手続件数合計約 8347 万件）のうち、主要手続（530 本（年間手続件数合計約 7523 万件））について、事業者から申請等に要する行政手続コスト（作業時間）をヒアリングしてコスト（基本計画に示された削減方策を実行する前のコスト）を計測した（年間手続件数ベースのカバー率は 90%）。また、削減方策を実行した場合のコスト削減の効果の見通しも示した。
- (3) このようなコスト計測の結果、重点分野における事業者の行政手続コストは、現時点で、年間 3 億 4727 万時間に上ることが明らかになった。事務局において、統計上算出した従業員の人件費（給与、賞与、福利厚生費）の時間単価（2,543 円）を乗じて、金額換算※した結果、8831 億円と推計される。

※ 金額換算は、作業時間に 1 人当たり人件費：2,543 円／時間（従業員給与：1,874 円／時間、従業員賞与：325 円／時間、福利厚生費：345 円／時間）を乗じて換算した。1 人当たり人件費は、法人企業統計調査（2016 年度）のデータ（金融業、保険業を含む全産業）を用いて「（従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費）／従業員数」で求めた（4,373,173 円）。さらにこれを毎月勤労統計調査の 2016 年度の「総実労働時間数」（1,719.6 時間）で除すことにより 1 時間当たりの金額に換算した。下記の削減時間の金額換算についても同様。

- (4) 各省庁の項目ごとのコスト削減効果の見通しを集計すると、今般の取組によるコスト削減の効果は、毎年 7700 万時間（1958 億円）と見込まれる（削減率 22.2%）。行政手続コストは、一度簡素化すればその効果は毎年継続することから、実現の暁には、我が国の事業環境が大きく改善することが期待される。

表 1 分野別の行政手続コストと削減時間の見通し

	1 件当たりの 作業時間	総手続件数 (コスト計測対象)	作業時間 (金額換算)	削減時間 ※1 (金額換算)	削減率
営業の 許認可	26.9 時間	525 万 3226 件	1 億 4124 万時間 <sup>※2</sup> (3592 億円)	2950 万時間 <sup>※2</sup> (750 億円)	20.9%
社会保険	2.1 時間	5680 万 6812 件	1 億 2211 万時間 (3105 億円)	2922 万時間 (743 億円)	23.9%
調査・統計 <sup>※3</sup>	3.5 時間	681 万 1452 件	2393 万時間 (609 億円)	562 万時間 (143 億円)	23.5%
労務管理	5.0 時間	301 万 3296 件	1514 万時間 (385 億円)	306 万時間 (78 億円)	20.2%
補助金 <sup>※4</sup>	37.6 時間	29 万 2598 件	1100 万時間 (280 億円)	230 万時間 (58 億円)	20.9%
就労証明書	2.3 時間	246 万件 <sup>※5</sup>	556 万時間 (141 億円)	164 万時間 (42 億円)	30.0%
商業登記 <sup>※6</sup>	47.5 時間	59 万 5272 件	2828 万時間 (821 億円)	565 万時間 (164 億円)	20.0%
計	4.6 時間	7523 万 2656 件	3 億 4727 万時間 (8831 億円)	7700 万時間 (1958 億円)	22.2%

- ※ 1 「削減時間」について、各省庁の基本計画において手続ごとに目標設定していない場合は、当該手続の作業時間に削減率 20% を乗じて計算した上で分野ごとに積み上げている。
- ※ 2 「営業の許認可」について、一部未計測の手続が存在し、本表の作業時間、削減時間及び削減率には含まれていない（件数ベースでは約 4 万件）。
- ※ 3 「調査・統計」については、「統計改革の基本方針」により、新たに整備・改善されるものを除いた、既存の統計調査（基幹統計調査、一般統計調査）を対象としており、統計調査以外の調査については、含まれていない。また、同分野の「総手続件数」には、基本計画における調査対象者数を 1 年あたりに換算した数字（概数）が含まれる（例：調査周期が四半期の調査は「調査対象者数×4」、調査周期が 5 年の調査は「調査対象者数÷5」）。
- ※ 4 「補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項における「補助金」としている。なお、雇用関係助成金については、「労務管理」に含まれている。
- ※ 5 保育等を利用する子供の数に基づいて計算した。このうち、全ての子供が就労を理由に保育認定を受けているわけではないので、あくまで最大値。
- ※ 6 「商業登記」については、法務省において平均作業日数ベースのコスト計測しか行われていないため、これを作業時間に換算している。作業時間への換算に当たっては、毎月勤労統計調査のデータ等を用いて、1 日当たりの作業時間を 6.6 時間と仮定している。

### Ⅲ. 基本計画の見直し結果

各省庁が昨年6月に策定した基本計画について、行政手続簡素化の3原則（電子化の徹底、ワンスオンリー、書式・様式の統一）の観点から各省庁のベストプラクティスを抽出し、各省庁に横展開すべく、重点分野ごとに基本計画の見直し方針を示し、改善を求めた。また、事業者からの要望の強い個別事項についても各省庁に対して簡素化を要請した。さらに、主体となる省庁と期限を明示した工程表を取りまとめた。

なお、従来の重点9分野に加えて、中小企業等からの簡素化の要望の強い「行政への入札・契約に関する手続」についても、行政手続コスト 20%削減という目標を設定することとした。

#### 1. 営業の許可・認可に係る手続

(1) 上記の簡素化3原則に沿った「簡素化の観点と評価基準」を設け、「デジタル・ガバメント実行計画」（添付書類の撤廃、押印見直し）と連携した取組や各省庁における独自の簡素化の取組により、全体の底上げを図るべく点検し、見直しを要請した。

(2) 行政手続の簡素化にとって最重要な手段である「デジタル化」に着目し、省庁ごとの現状や基本計画における取組を整理したのが表2である。総じてみれば、以下のような現状にある。

- ・ オンラインによる申請が可能な手続が皆無な省庁がみられる
- ・ オンラインによる申請が可能だが、利用率が極めて低調な手続も少なくない

(3) また、基本計画に示された取組についてみると、

- ・ オンライン申請が普及しない実態の原因分析や、オンライン申請システム導入に向けた阻害要因の分析に取り組む。また、オンラインの利用拡大へ向け、使い勝手の向上に取り組む
- ・ バックヤード連携による添付書類の省略へ向け、具体的な検討を明記している
- ・ 地方公共団体事務につき、全国統一の申請システムの導入に具体的に取り組んでいる例がある一方、地方自治体への要請にとどまる省庁もある

など、先進的・積極的な取組がみられる一方で、必ずしも積極的な取組が読み取れない省庁・手続もみられた。

表2 許認可手続におけるデジタル化の取組状況

	対象 手続数	オンライン 手続件数/ 手続件数計	オンラ イン 手続率	○主な法律 ・基本計画におけるデジタル化に関する取組例
警察庁 (対象法律 7)	68	0/ 818,012	0.0%	○風俗営業適正化法、○古物営業法 ・古物営業法改正法（平成30年4月成立）により新設される新たな届出手続等について、法改正が実現した場合には、その機会に電子申請の導入の促進を含めて検討
金融庁 (対象法律 13)	93	20,701/ 98,844	20.9%	○金融商品取引法、○銀行法 ・オンライン手続が可能であるにもかかわらず、十分に活用されていない手続につき、手続周知等 ・オンライン申請システムに対応していない手続につき、阻害要因を精査し、検討の結果、実現可能な手続につき、平成31年（2019年）中にオンライン届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手
総務省 (対象法律 2)	13	340/ 8,522	4.0%	○電波法、○放送法 ・電子申請・届出システムの周知、実務の実態に係るヒアリングを実施することにより、更なる利用促進 ・電子申請の推進を図るため、書面と電子の申請・届出の入力フォーマットの統一化
法務省 (対象法律 4)	8	0/ 1,617	0.0%	○債権管理回収業に関する特別措置法 ・登記事項証明書に関し登記情報提供サービスを用いた送信をもって原本の送信に代える取扱いを可能に
財務省 (対象法律 3)	16	1,018/ 58,405	1.7%	○たばこ事業法、○酒税法 ・登記事項証明書、戸籍抄本の添付省略の検討
文部科学省 (対象法律 2)	7	0/ 4,114	0.0%	○教育職員免許法、○学校教育法 ・独立行政法人への事務移管にあわせ、新たに Web 入力システムを開発・運用（教育職員免許法）
厚生労働省 (対象法律 29)	273	121/ 2,475,360	0.0%	○食品衛生法、○介護保険法、○薬機法 ・飲食店等の営業許可申請手続につき、全国統一でのオンライン申請システムを構築 ・現状で可能な取組として、電子メールやCD-Rの送付等による受付の推進の地方自治体への依頼
農林水産省 (対象法律 11)	22	0/ 136,701	0.0%	○漁業法 ・内閣官房 IT 総合戦略室と相談しながら、オンライン申請を始めとした電子化の検討 ・申請等の事前相談及び提出をメールで行うなど、手続の電子化を推進

経済産業省 (対象法律 32)	133	751,389/ 1,307,559	57.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ F I T法、○電気事業法、○中小企業等経営強化法</li> <li>・ 電子申請対象手続の拡大、不備の未然防止や電子システム上での補正など、手続を効率化（F I T法）</li> <li>・ 保安関係法令に基づく諸手続について、全ての手続の I T化を包括的に検討した上で、安全を前提とした手続の簡素化、I T化（電気事業法等）</li> <li>・ 電子証明書を不要とし、簡易な認証方式（I D・パスワード）により電子申請を行うことができるよう取り組む（中小企業等経営強化法）</li> </ul>
国土交通省 (対象法律 27)	142	8,424/ 1,569,940	0.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業法、○貨物自動車運送事業法、○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</li> <li>・ 電子申請化の在り方や虚偽申請に係る対応の在り方を含め、申請書類等の簡素化について検討。平成30年度（2018年度）予算において、建設業者や許可行政庁へのアンケート調査、システム構築の検討（建設業法）</li> <li>・ 手続の電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施（貨物自動車運送事業法）</li> </ul>
環境省 (対象法律 2)	11	0/ 40,122	0.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・ 排出事業者、処理業者、自治体等の関係者から課題を意見聴取し、電子申請等の検討（平成30年度（2018年度））</li> </ul>

(4) また、「申請様式のデジタル化」について、省庁ごとに取組方針を表3のとおり分類・集計した。総じてみれば、ほとんどの手続について、デジタル化に「取り組む」若しくは「検討する」との意向であるが、「オンライン入力フォームによる申請様式を構築する(A)」計画がある一方、「編集可能なファイル形式(word, excel等)での申請様式の提供(B)」にとどまる計画も多い。

さらに、「提出方法のデジタル化」についても省庁ごとの取組方針を表4のとおり分類・集計したが、「オンラインで申請書類の提出が完結する仕組みが構築されている・構築が検討されている(A)」例は手続件数でみて全体の13%にとどまり、「郵送による申請(B)」が82%、「窓口訪問による申請のみ(C)」が1%となっている。



表3 申請様式のデジタル化への取組（許認可）

	A：HPなどで、オンライン入力フォームによる申請様式を構築することが具体的に計画されている（既に構築されている場合を含む）		B：HPなどで、編集可能なファイル形式（word, excel等）で申請様式を提供することが具体的に計画されている（既に提供されている場合を含む）		C：窓口で紙媒体での提供、HPでの編集不可能なファイル形式（PDF等）での提供にとどまる、具体的な見直しの予定がない	
警察庁	0項目	0件	68項目	818,012件	0項目	0件
金融庁	0項目	0件	93項目	98,844件	0項目	0件
総務省	6項目	3,774件	7項目	4,748件	0項目	0件
法務省	0項目	0件	8項目	1,617件	0項目	0件
財務省	6項目	26,729件	10項目	31,676件	0項目	0件
文部科学省	6項目	3,077件	1項目	1,037件	0項目	0件
厚生労働省	30項目	903,905件	233項目	1,477,510件	11項目	93,954件
農林水産省	0項目	0件	20項目	136,214件	0項目	0件
経済産業省	45項目	1,160,730件	86項目	146,292件	3項目	537件
国土交通省	12項目	53,518件	107項目	1,497,737件	4項目	12,015件
環境省	0項目	0件	11項目	40,122件	0項目	0件

表4 申請書類等の提出方法のデジタル化等の取組（許認可）

	A：オンラインフォーム・オンラインシステムで申請書類（添付書類を含む）の提出・受理が完結する仕組みを構築することを計画している（既に構築済みである場合を含む）（※1）		B：郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となるよう、計画されている（既に可能となっている場合を含む）（※2）		C：窓口訪問による申請書類・添付書類の提出しか認められていない	
警察庁	0項目	0件	68項目	818,012件	0項目	0件
金融庁	93項目	98,844件	0項目	0件	0項目	0件
総務省	6項目	3,774件	7項目	4,748件	0項目	0件
法務省	2項目	383件	6項目	1,234件	0項目	0件
財務省	7項目	28,805件	9項目	29,600件	0項目	0件
文部科学省	3項目	1,127件	4項目	2,987件	0項目	0件
厚生労働省	47項目	970,635件	217項目	1,474,818件	10項目	29,907件
農林水産省	2項目	848件	19項目	135,537件	1項目	316件
経済産業省	56項目	1,244,635件	75項目	62,587件	3項目	537件
国土交通省	42項目	959,323件	99項目	610,469件	1項目	148件
環境省	0項目	0件	11項目	40,122件	0項目	0件

※1 電子メールによる提出を含む。

※2 C DやDVDを郵送する場合は、「B」に含まれる。

※3 表3、表4ともに基本計画上の取組を整理したものとなる。

(5) 特に年間手続件数の多いものについては、行政手続の簡素化はもとより、行政側にとっても、大量処理のしやすさや処理コストの低減といったデジタル化のメリットを享受しやすいものと考えられる。

表5は、営業の許可・認可に係る手続のうち、年間10万件以上のものを整理したものである。これらの手続のうち、オンライン申請が導入済みで、利用率も高い手続もある一方で、国の事務でも、現状でオンライン申請システムが導入されていない手続もある。また、法令によって地方公共団体事務とされる手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ進める必要があるが、所管省庁自らが全国統一システムの構築に取り組む例もある（食品衛生法）（「V 地方の手続の簡素化」(P31～)参照）。

また、「薬局の休廃止の届出」、「漁業の許可」等で電子メールの利用といった取組が挙げられている。デジタル化の第一歩ではあるが、それにとどまるのでは十分な取組とは言い難い。

表5 年間10万件以上の手続のデジタル化の取組（許認可）

【警察庁】

手続名	年間 件数	デジタル化に関する取組 ※基本計画及び部会ヒアリングをもとに事務局にて作成
遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請（風営法）	395,678	☆地方公共団体事務 ・電子申請の導入・促進を阻害するような要因について分析（平成30年度（2018年度）） ・電子申請の導入の促進を含めた届出方法の簡素化等について検討（平成31年度（2019年度））
遊技機の軽微な変更の届出（風営法）	127,306	

【厚生労働省】

飲食店営業等の営業許可の申請（食品衛生法）	303,154	☆地方公共団体事務 ・営業許可申請等に関するオンラインシステムを整備し、申請等のオンライン化を推進 ・平成30年度（2018年度）からシステム開発に着手し、平成31年度（2019年度）中にシステム開発を終了した後、平成31年度（2019年度）後半から随時地方自治体のシステムとの連携テスト等を行っていく ・申請様式について、国において示した施設基準に基づいてオンラインシステムでの申請事項を設定することにより標準化の取組を進める
飲食店営業等の営業許可の更新の申請（食品衛生法）	274,911	
飲食店営業等の許可申請事項の変更の届出（食品衛生法）	213,252	
障害福祉サービス事業者の変更の届出（障害者総合支援法）	142,274	☆地方公共団体事務 ・電子申請に関する仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、各自治体に対し、その導入について理解を求め、取組を推進する

薬局の休廃止等の届出 (薬機法)	133,675	<p>☆地方公共団体事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府全体での行政手続の電子化が進められることとなる見込みであることから、まずは現状で可能な範囲の取組として、例えば、押印を必要としない添付書類を多数求める場合などにおいて、電子メールやCD-Rの送付等による提出を受け付けるなど、電子媒体を活用した手続を推進するよう、地方自治体に対して協力を依頼する</li> </ul>
---------------------	---------	---

【農林水産省】

都道府県知事の漁業の許可 (漁業法)	111,410	<p>☆地方公共団体事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル・ガバメント実行計画」等の最新の政府方針・決定を踏まえ、内閣官房IT総合戦略室と相談しながら、オンライン申請を始めとした電子化の検討を行う</li> <li>・以下の取組について、都道府県に対して理解と協力を求める             <ol style="list-style-type: none"> <li>①書類の押印の省略が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する</li> <li>②添付書類の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する</li> <li>③申請等の事前相談及び提出をメールで行うなど、手続の電子化を推進する</li> </ol> </li> </ul>
-----------------------	---------	--

【経済産業省】

再生可能エネルギー発電事業計画の認定 (FIT法)	275,528	・オンライン申請導入済み (オンライン申請率 97.6%)
再生可能エネルギー発電事業計画の事前・事後変更の届出 (FIT法)	132,270	・オンライン申請導入済み (オンライン申請率 93.4%)
変成器付電気計器検査 (計量法)	180,651	・オンライン申請導入済み (オンライン申請率 62.8%)
事業用電気工作物の保安規程の届出 (電気事業法)	116,297	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全を前提とした手続の簡素化、IT化を実施</li> <li>・平成30年度(2018年度)中のシステム開発、平成31年度(2019年度)中の電子申請システム利用開始を目指す</li> </ul>

【国土交通省】

決算報告 (建設業法)	443,051	<p>☆地方公共団体事務 (一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請の在り方や虚偽申請に係る対応の在り方を含め、申請書類等の簡素化について検討 (平成30年度(2018年度)予算で調査・検討)</li> </ul>
建設業の許可 (建設業法)	135,586	
建設業の許可の変更の届出	103,003	
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出 (貨物自動車運送事業法)	182,594	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出様式について、編集可能なファイル形式で提供している</li> <li>・手続の電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する (平成29年度(2017年度)から開始)</li> </ul>

住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出 （住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）	114,455	☆地方公共団体事務（一部） ・届出様式について、編集可能な形式で提供している ・平成30年度（2018年度）に事業者や行政庁へのアンケート調査による実態把握やシステム構築及び添付書類の在り方に関する検討を行うとともに、行政庁との調整を行い、必要な措置を講じる予定（他の関連制度の取組状況にも留意）
---	---------	--

（6）行政庁の側の、システム導入や業務フローの見直しに伴うコストのみにとらわれることなく、各省庁の取りまとめ局の幹部が自ら「行政手続の完全デジタル化」の観点から責任をもって検証し、より積極的に取り組むべきである。その上で、各省庁は、本年前半に取りまとめ予定のデジタル・ガバメントに関する中長期計画に積極的な措置を盛り込むべきである。内閣官房IT総合戦略室においても、各省庁に対する技術的な支援を要請したい。なお、来年度に調査・検討等を行う項目等については、本部会として、今後とも進捗状況の評価を行うこととする。

（7）営業の許可・認可に係る手続では、デジタル化以外にも、「添付書類の省略」、「審査基準・標準処理期間の公表」、「ローカル・ルール」、「ワンスオンリー」といった観点からも簡素化の検討を行った。これらの観点からも、見直しが行われる・見直しが予定されている手続が多くみられるが、引き続き、具体的な取組の評価を行う必要がある。例えば、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策法と地球温暖化防止条例に基づく報告に関し、国・地方で報告事項が重複している旨の事業者からの指摘を踏まえて、「9. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）」の取組を参考としつつ、様々な地方自治体にとって利用可能な形式で、電子的な記載が可能な標準様式を導入する等の負担軽減策を検討すべきである（本年6月までに結論を得る）。

## 2. 社会保険に関する手続

最終的には、原則として、企業からの重複する書類の提出手続を不要とすることを目指し、(1) 大法人に関する電子申請の義務化、(2) マイナンバーの活用による手続の廃止等、(3) 従業員本人の押印・署名の省略、(4) 「ワンストップ・ワンズオンリー化」の実現などに取り組む。

- (1) 大法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人等）について、2020年4月1日以降に開始する事業年度又は年度より、電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が大法人の事業所に代わって手続を行う場合も同様とする。

表6 電子申請の義務化の対象となる手続

社会保険の種類	届出等の種類	年間手続件数(※)
厚生年金保険	被保険者賞与支払届	1,772,247
	被保険者報酬月額算定基礎届	1,879,196
	70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	553,368
	厚生年金被保険者報酬月額変更届	976,236
健康保険	被保険者賞与支払届	4,783,863
	被保険者報酬月額算定基礎届	2,409,350
	健康保険被保険者報酬月額変更届	526,711
労働保険	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書	1,930,033
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	9,096,772
	雇用保険被保険者資格喪失届	7,541,021
	雇用保険被保険者転勤届	586,525
	高年齢雇用継続給付支給申請	4,442,559
	育児休業給付支給申請	1,985,968

※ 年間手続件数には、義務化対象外の事業者による手続数を含む。

(2) 従業員に関する手続に関し、(a) マイナンバー制度等の活用による住所変更届等の省略や (b) 基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化に取り組む。また、(c) 電子申請の操作性・事務処理の改善等による利便性の向上を図り、本人確認手続の見直し(「IV 横断的な取組事項」P26～参照)等と併せ、中小企業・小規模事業者にとってオンライン手続が簡単に使えるようにする。

表7 住所変更手続の省略等 ((2) - (a))

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーをひも付け。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>事業所からの届出が不要となる(氏名変更届: 約 37 万件、住所変更届: 約 128 万件)。</p> <p>※ひも付けが完了した被保険者につき、平成 30 年(2018 年) 3 月 5 日より、届出の省略が可能に。</p>

表8 基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化 ((2) - (b))

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続の可能化に向けて、関係法令の整備。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーをひも付け。</li> <li>日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続の可能化について、システム改修及び事務フローの構築。</li> <li>日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続を実施。</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>事業主が年金手帳を管理する必要がなくなる。</p> <p>※実態として、従業員の年金手帳を管理するとともに、年金手帳で基礎年金番号を確認して手続を行う事業主が多い。</p> <p>※マイナンバーによる手続をした場合であっても、日本年金機構から事業主宛に送付する通知には基礎年金番号を記載。その後の手続は、基礎年金番号で行うことも可能。</p>

表9 オンライン手続の見直し（年金）（(2) - (c) - 1）

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省、日本年金機構において、電子申請における現行の事務フローを分析するとともに、事業所、社会保険労務士から、電子申請に係る課題についてヒアリングを実施。</li> <li>これらを踏まえて、システムの改修を含めた業務フローの見直しを検討。</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>電子申請による処理時間が短縮され、事業主の事務に要する時間と負担が軽減される。</p> <p>これまで紙申請を行っていた事業所が電子申請に移行することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政窓口に出向かなくてよくなり、移動時間、待ち時間、受付時間及び郵送コストが削減され、</li> <li>時間を気にせず、24時間いつでもどこからでも手続が可能、となる。</li> </ul> <p>さらに、e-Gov の外部連携 API に対応した人事・給与等管理ソフトウェアを利用することで、既存の人事・給与等データから簡便に申請が可能となる。</p>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構において、業務フローの見直しの検討を踏まえた、システム改修の実施。</li> </ul>	平成 30 年度 (2018 年度)	
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構において、システム改修を完成させた後、見直し後の業務フローによる電子申請事務の開始（年度中）。</li> </ul> <p>（形式的なチェックや、入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で速やかに行い、職員が審査するプロセスを減らし、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする）</p>	平成 31 年度 (2019 年度)	

表10 オンライン手続の見直し（雇用保険）（(2) - (c) - 2）

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	次期ハローワークシステムの調達・改修	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>電子申請時にエラー理由・修正方法が速やかに教示されるとともに、処理が迅速化されることで、事業主の利便性が向上する。</p>
厚生労働省	次期ハローワークシステムの改修	平成 30 年度 (2018 年度)	
厚生労働省、 総務省	次期ハローワークシステムの運用開始 e-Gov との連携強化に向けたハローワークシステムの調達・改修	平成 31 年度 (2019 年度)	
厚生労働省、 総務省	e-Gov とハローワークシステムの連携強化開始	2020 年度	

(3) 事業主を経由して提出される従業員に係る届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている手続きにつき、省略を可能とし、手続きの簡素化を図る。

表 11 従業員本人の押印・署名の省略

制度	取組事項	取組時期
厚生年金保険	従業員本人の押印・署名を求めている9種類の届出のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要のある2手続を除く7種類の手続きにつき、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、従業員本人の押印・署名を省略。	平成30年度 (2018年度) のなるべく早い時期
健康保険	従業員本人の押印・署名を求めている7種類の手続きのうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要のある2手続を除く5種類の手続きにつき、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載するなどの方法で、従業員本人の押印・署名を省略。	平成30年度 (2018年度) のなるべく早い時期
雇用保険	従業員本人の押印・署名を求めている4種類の手続きのうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性がある離職証明書を除く3種類の手続きにつき、一定の要件を満たした場合には本人の押印・署名を省略。	平成30年(2018年)10月

(4) 電子申請の推進と併せ、なお一定程度残ると考えられる紙媒体の届出についても、様式の統一化や窓口の一本化に取り組み、手続きの簡素化を図る。

表 12 様式・窓口の統一(ワンストップ・ワンスオンリー化)

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	関係局において、統一様式及びワンストップ受付窓口の設置に向けて調整を開始し、結論を得る。	平成29年度 (2017年度)	1枚の様式に統一されることで、重複記載がなくなり、複数の様式を作成することが不要となる。
厚生労働省	関係局及び実施機関(ハローワーク、労働基準監督署、日本年金機構)において、統一様式及びワンストップ受付窓口の設置に係る事務フローの構築。  統一様式に対応したハローワークシステム、労働保険適用徴収システム及び日本年金機構のシステムの改修を実施。	平成30年度 (2018年度)	共通項目(事業所名、住所等)の記載が1回だけで済むため、届書の作成時間が削減される。 (従業員に関する手続きの例: 厚生年金保険については、資格取得届: 約299万件、資格喪失届: 約293万件、健康保険については、資格取得届: 約94万件、資格喪失届: 約81万件、雇用保険については、資格取得届: 約910万件、資格喪失届: 約754万件)
厚生労働省	実施機関における統一様式の適用及びワンストップ受付窓口の設置による事務処理を開始(年度中)。	平成31年度 (2019年度)	年金事務所、労働基準監督署又はハローワークに一括して提出することで、移動時間や待ち時間、受付時間を削減。



### 3. 国税・4. 地方税

大法人の法人税等の電子申告の利用率100%を目指すこと等が「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日）で定められた。

その後、大法人の電子申告義務化のための所要の法律が成立するなど、デジタルファーストやワンスオンリーの実現を目指す取組につき、以下のような工程が明記された。引き続き、事業者の観点から手続の電子化・簡素化に向けた取組を進める必要がある。

表 13 国税・地方税

	取組事項	取組時期
国税・地方税	資本金の額等が1億円を超える法人等につき、国税（法人税・消費税等）及び地方税（法人住民税・法人事業税）の申告に関し、電子申告を義務化。 あわせて、提出情報等のスリム化、認証手続の簡便化等、申告データの円滑な電子提出のための環境整備。	2020年4月以後に開始する事業年度（課税期間）から ※環境整備策は2020年4月までに順次実施
国税・地方税	中小法人につき、電子申告の推進へ向けた取組（国税の電子申告利用率85%、地方税の電子申告利用率70%）。	
国税・地方税	①法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化、②法人税・地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除、③財務諸表の提出先の一元化。	①②：2020年3月 ③：2020年4月
国税	個人納税者につき、①マイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いてe-Taxを利用する場合において、e-TaxのID・パスワードの入力を省略、②マイナンバーカード等の未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワードのみによるe-Taxの利用を可能とする。	平成31年（2019年）1月
地方税	法人住民税等に関し、全地方団体に対し、一度の手続で電子納税を行える仕組み（共同収納）を導入。	平成31年（2019年）10月

## 5. 補助金の手続

- (1) 平成30年度(2018年度)から、主要な中小企業向け補助金から補助金申請システムを構築し、実証。
- (2) 各省庁の主要な補助金手続について、2020年度からワンスオンリーを実現する。その際、手続間での内容のばらつきを極力集約する。地方自治体の補助金申請手続についても、国の取組の成果も踏まえて簡素化に取り組むよう、要請する。
- (3) 今後更に、「公募・交付決定段階」以後の手続についても、簡素化・オンライン化に取り組むこととする(経済産業省において先行的に検討し、各省庁に成果を展開する)。

表 14 補助金申請オンライン・システムの構築・本格化

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
経済産業省	申請手続の簡素化に向けた業務見直し(BPR)を行うとともに、システムの仕様検討を行う。 また、中小企業向けの複数の補助金について、類似情報の項目名・書き方を共通化。	平成29年度 (2017年度)	複数の補助金を申請する場合も、紙の申請書に、同じような情報(社名、住所、財務情報等)を幾度も記載することが不要となる。
経済産業省	補助金申請システムのプロトタイプを構築し、中小企業向け補助金での実証を行う。 ※雇用関係助成金の申請手続電子化に向け、厚生労働省も議論に参加。中小企業・自治体からのニーズ等を踏まえ、申請書の更なる標準化を進める。	平成30年度 (2018年度)	(デジタル化を通じたデータの利活用による、ワンスオンリーの実現)  便利なオンラインシステムを利用することで、窓口を訪問することなく補助金申請手続を行うことが可能となる。
経済産業省	上記実証結果を踏まえ補助金申請システムの本格構築を進め、複数の中小企業向け補助金申請で本システムを実証導入。	平成31年度 (2019年度)	

表 15 各補助金等のワンスオンリー化

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
経済産業省 (各省庁)	各省庁の主要な補助金等の手続について、平成 31 年度 (2019 年度) までに具体的検討・準備を進め、2020 年度の補助金システムの本格導入を目指す。その際、手続間での内容のばらつきを極力集約する。	平成 31 年度 (2019 年度) (2020 年度からワンスオンリーを実現)	複数の補助金 (助成金) を申請する場合も、紙の申請書に、同じような情報 (社名、住所、財務情報等) を幾度も記載することが不要となる。 (デジタル化を通じたデータの利活用による、ワンスオンリーの実現)
経済産業省 (総務省)	平成 30 年 (2018 年) 6 月末までに、都道府県に対し、補助金申請の電子化に向けた国の取組状況の共有と自治体への協力要請を行う。	平成 30 年度 (2018 年度)	便利なオンラインシステムを利用することで、窓口を訪問することなく補助金申請手続を行うことが可能となる。

## 6. 調査・統計に対する協力

(1) 調査・統計においては、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日）において示された方針を踏まえ、オンライン調査の導入、報告者数・調査項目の削減、行政記録情報による代替、既に把握している情報についてプレプリント等により、20%削減が確実に達成されるよう、各省庁の基本計画に改善を要請した。なお、オンライン調査が未導入であった統計調査については、オンライン調査の導入が削減方策として計画され、既に実施済みの統計調査を含め、全ての統計調査についてオンライン化が実施されることとなった。

表 16 基本計画の策定状況（調査・統計）

所管府省庁名	基本計画策定対象統計調査	基本計画策定対象年間手続件数（概数）	削減率
人事院	3	23,230	20.0%
内閣府	5	51,624	20.0%
総務省	6	2,013,096	31.8%
財務省	3	254,980	20.6%
文部科学省	6	36,955	22.3%
厚生労働省	37	1,568,444	20.3%
農林水産省	30	375,493	20.3%
経済産業省	33	1,976,461	20.0%
国土交通省	27	824,198	25.6%
環境省	3	45,200	20.0%
計	153	7,169,681	23.5%

表 17 統計調査における削減方策の取組状況

取組の分類	削減方策（※2）	実施数	削減方策に取り組む統計数の割合
電子化	オンライン利便性向上	122	79.7%
	電子化導入	50	32.7%
ワンスオンリー	プレプリント	68	44.4%
	重複排除	6	3.9%
簡素化	記入要領充実	88	57.5%
	調査事項の限定	39	25.5%
	報告者数縮減	23	15.0%
	定義等改善	20	13.1%
	調査周期見直し	4	2.6%
	統計調査の廃止	3	2.0%
	公開情報代替	2	1.3%
調査票統廃合	2	1.3%	

※1 基本計画の策定対象となる統計調査は、10府省庁で153統計である。

- ※2 「行政手続コストの削減の取組のうち重点分野『調査・統計に対する協力』（統計法に基づく統計調査に関するものに限る）に係る基本計画策定の際の留意事項について」（平成29年6月9日、総務省政策統括官）に挙げられている「削減方策の例」で分類。
- ※3 削減方策は、実施数が2件以上を記載した。その他、調査員能力向上等（計14件）がみられた。

（2）なお、事業者からの要望を踏まえ、①経済センサス等について、基本計画の対象に追加した。②給与関係の類似統計について、既に給与情報を入力した人事労務ソフトウェアから調査票をプリントアウト可能とし、調査票作成の手間を省くこととする（2020年調査から実施）。

## 7. 従業員の労務管理に関する手続

- （1）労働基準法上の手続について、申請件数が多い3つの手続（時間外労働・休日労働に関する協定届、1年間の変形労働時間制に関する協定届、就業規則の届出）について、電子署名の省略等により電子申請率の目標を31%（現状1%未満）とし、事業者の行政手続コストを20%削減する。
- （2）労災保険上の手続について、特別加入（海外派遣者）に係る報告書を廃止し、申請全体に係る行政手続コストの45%を削減する。
- （3）雇用関係助成金は、以下の工程表に基づき、簡素化、オンライン化の取組を進める。

表 18 雇用関係助成金の簡素化

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	オンライン化に向けたスケジュール等の検討 支給要件・申請様式等の見直し（平成31年度（2019年度）まで逐次）	平成29年度 （2017年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の事務負担が軽減され、作業時間が短縮される（支給要件の見直し、記入事項の省略等）。</li> <li>・オンライン化後は、ハローワーク等に行って書類を出さなくても済むようになる（来所時間、待ち時間の短縮）。</li> </ul>
厚生労働省	オンライン化に係る具体的検討 システム設計に向けた予算要求	平成30年度 （2018年度）	
厚生労働省	システム設計 システム運営に向けた予算要求	平成31年度 （2019年度） （2020年度からのシステム稼働を目指す）	

## 8. 商業登記等

- (1) 「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日)において、オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理等の実現に向け、平成 29 年度内に成案を得るとしている。「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」(日本経済再生総合事務局)との重複検討を回避しつつ、連携して取組を進めるため、本部会では、主として設立登記以外の論点を議論した。
- (2) 表 19 (法務省提出資料)によれば、①登記手続の完結までに非常に時間がかかる点に加えて、②補正率が高い、③本人申請によるオンライン利用率がゼロに近い等の課題があると考えられる。

表 19 株式会社の設立登記・役員変更の登記(合計)

基準日 平成 29 年 10 月 2 日

	申請件数 (件)	うち 補正件数 (件)	補正率 (%)	うち		設立登記	役員変更
				オンライン 件数(件)	率 (%)		
本人申請等	253	75	29.6%	2	0.8%	16.1	15.2
補正無し	178			0	0.0%	15.4	14.0
補正有り	75			2	2.7%	18.4	17.9
資格者代理人	903	121	13.4%	759	84.1%	15.7	14.6
補正無し	782			664	84.9%	15.8	14.1
補正有り	121			95	78.5%	14.6	18.2

※ 調査対象は、平成 29 年 10 月 2 日(月)、東京法務局、大阪法務局、名古屋法務局、広島法務局、横浜地方法務局及び京都地方法務局(いずれも本局)に申請された株式会社の設立の登記及び株式会社の役員変更の登記。

- (3) 近日中に取りまとめられる予定の上記検討会の取りまとめにのっとり基本計画を改定する(平成 30 年 4 月中)。
- (4) その際には、役員変更登記等は、上記検討会の取りまとめ(特に「IV. オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化」)に掲げられた措置等を踏まえ、また 24 時間以内の処理を目指している法人設立より審査事項が少ないことも踏まえて、世界最高水準の適正処理の観点から、目標を設定すべきである。

## 9. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）

- (1) 保育所等の利用に必要となる就労証明書について、地方自治体ごとに様式が異なる点が事業者の負担となっていたため、昨年8月に、関係省庁が、電子的な記載が可能な標準的様式を策定し、地方自治体に利用を促した。
- (2) 本部会において、事業者の要望を踏まえつつ、様々な地方自治体にとって利用可能な形式にするよう標準的様式の見直しのための議論を行った。また、関係省庁は、昨年12月に、地方自治体に対して標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況の調査を実施した（本年1月時点で、本年4月入所分から標準的様式を活用：24%、本年度（5月以降）入所分から活用予定：4%、来年度入所分から活用予定：9%、活用するか検討中：51%）。
- ※ 平成29年8月に「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」、同年12月に「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査並びに標準的様式の活用にあたっての留意事項について（依頼）」を、内閣官房IT総合戦略室、内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省の連名で発出。
- (3) 内閣府が改定した基本計画では、上記調査の結果等を踏まえて、標準的様式の見直しを含む必要な対応を検討し、2020年3月までに事業者の行政手続コストの30%の軽減を目指すこととしている。目標達成に向けては、標準的様式を既に活用又は活用予定としている地方自治体がまだ半数を下回っており、50%以上が検討中であるという状況を踏まえ、その原因を分析した上で、地方自治体に対して標準的様式の普及を更に促していく必要がある。

## 10. 行政への入札・契約に関する手続

(1) 上記の重点9分野に加えて、特に中小企業からの簡素化の要望が多い「入札・契約」(昨年3月の行政手続部会取りまとめにおいては「継続検討」とされた)については、上記の重点分野と同じく、「原則2020年までの行政手続コスト(事業者の作業時間)の20%以上削減」を目標とする。また、登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、政府全体の取組の中で、行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。

(注) 入札・契約については、契約の相手方決定や契約締結等については各省庁において行われるが、物品・役務は総務省、建設工事・測量等は国土交通省が中心となり、簡素化の取組を取りまとめることとされている。

(2) 物品・役務については、以下のような取組により、行政手続コストの削減を目指す。

### ① システムの改善

- ・ 政府電子調達システム(入札・契約事務)について、2020年1月からの次期システムへの更改を機に下記取組を行う。
- ・ また、調達総合情報システム(競争参加資格申請事務)についても、下記取組を行うとともに、添付書類の提出不要化に伴うシステム改修についても順次対応。
- ・ 将来的には、両システムの統合を検討する。

表 20 システムの改善のロードマップ

	取組事項	取組時期
調達総合情報システム (競争参加資格申請事務)	システムに係る改善事項の取りまとめ	平成29年度 (2017年度)
	システム改修 ・ 半角、全角文字の自動入力変換 ・ 入力箇所のエラー表示 (添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修) ・ 新元号対応 等	平成30年度 (2018年度) ～平成31年度 (2019年度)
	システム改修 (登記情報システムの運用開始(2020年度内)に向けた添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修)	平成31年度 (2019年度) ～2020年度
政府電子調達システム (入札・契約事務)	システムに係る改善事項の取りまとめ	平成29年度 (2017年度)
	次期システム要件定義、基本設計、詳細設計 ・ 書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大 (クラウド技術の活用を含めた検討) ・ 半角、全角文字の自動入力変換 ・ 入力箇所のエラー表示、新元号対応 等	平成29年度 (2017年度) ～平成30年度 (2018年度)
(参考) 次期システム 整備スケジュール	調達手続(入札公告)	平成29年度 (2017年度)



	次期システム要件定義、基本設計、詳細設計（上記参照）	平成 29 年度 （2017 年度） ～平成 30 年度 （2018 年度）
	製造、運用テスト	平成 30 年度 （2018 年度） ～平成 31 年度 （2019 年度）
	次期システム運用開始	2020 年 1 月

## ②資格申請時における添付書類の省略

- ・ 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、
  - （i） 登記事項証明書（写し）及び納税証明書（写し）については、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）、「デジタル・ガバメント実行計画」（eガバメント閣僚会議決定）等に基づき、2020年度以降、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の実施に合わせて提出不要化。
  - （ii） 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期審査（平成31年（2019年）1月～）から申請書記載事項への一本化による提出不要化。
- ・ 財務諸表については、財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等、原則提出不要化に向けて検討予定。

表 21 資格申請時における添付書類の省略のロードマップ

	取組事項	取組時期
登記事項証明書（写し）	「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進」（デジタル・ガバメント実行計画） ・ 登記事項証明書の添付省略に向けた全体管理（基本方針、スケジュール、法令改正の検討等）【内閣官房・総務省】 ・ 登記情報連携のためのシステム構築（2020年度内に更改システムの運用開始）【法務省】	平成 30 年度 （2018 年度） ～2020 年度
	提出不要化	2020 年度
納税証明書（写し）	「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）「行政サービスの100%デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応 ・ 納税情報データのバックオフィス連携のための法整備が必要（秘匿性の高い納税情報のセキュリティ確保）	平成 30 年度 （2018 年度） ～
営業経歴書 誓約書及び役員等名簿	・ 申請書様式の確定 ・ 申請マニュアル等の見直し ・ 利用者への周知	平成 30 年度 （2018 年度）
	提出不要化	平成 30 年度

		(2018年度)
財務諸表又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書	原則提出不要化に向けた手法の検討 ・財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等の検討 (例えば、関係府省庁間等で法人インフォメーションの活用の可能性を検討)	平成29年度 (2017年度)
	IT新戦略の策定に向けた基本方針 (IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)「行政サービスの100%デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応	平成30年度～ (2018年度～)

### ③普及啓発

- ・調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向け、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知、操作マニュアル・FAQ等の充実化、省庁における職員の意識改革・業務改革等を実施。

表22 普及啓発のロードマップ

	取組事項	取組時期
民間側の利用促進	・電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ(先行事例の周知への活用)	平成29年度 (2017年度) ～平成30年度 (2018年度)
	・操作マニュアル、FAQ等の充実化、ヘルプデスクの利用周知 ・ポスター、PRキャンペーンの展開 ・利用者講習会の充実(大都市圏、地方での開催) 等	平成30年度～ (2018年度～)
省庁側における利用徹底	・電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ(先行事例の周知への活用)	平成29年度 (2017年度) ～平成30年度 (2018年度)
	・各省庁への通知文書の発出(職員の意識改革、システム利用の徹底)	平成30年度 (2018年度)
	・業務改革(できるところからすぐに着手するとともに、PDCAによる随時の見直し)	平成30年度～ (2018年度～)

(3) 建設工事・測量については、以下のような取組により、行政手続コストの削減を目指す。

① 経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化

- ・ 経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっている状況を踏まえ、申請書類の簡素化等について検討、将来的な電子申請化を目指す。
- ・ 書類の簡素化に当たっては、必要な審査精度を保持するよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等についても併せて検討する。
- ・ 経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する。

② 中央公共工事契約制度運用連絡協議会における取組

- ・ 本部会の要請を受け、建設工事・測量等の調達を行っている機関（中央省庁、独立行政法人）に加入を要請した結果、加入機関が中央省庁 13 機関、独立行政法人等 18 機関（計 31 機関）から中央省庁 17 機関、独立行政法人等 70 機関（計 87 機関）へ大幅増。
- ・ 今後、平成 31 年度（2019 年度）・2020 年度の競争参加資格審査に向け様式の統一化に取り組む。

③ 地域発注者協議会を活用した入札契約手続の簡素化に向けた取組

- ・ 国、全ての地方自治体等が参画する「地域発注者協議会」を活用し、入札・契約手続の簡素化等に係る取組について発注者間で情報共有を実施。

④ 提出資料簡素化の取組（簡易確認型）

- ・ 競争参加資格確認資料についてこれまで約 15 種類、70 枚程度（※実績）提出していたが簡易技術資料 1 枚の提出に改め、評価値を算定する取組。具体的には、評価値上位 3 者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- ・ 平成 28 年度（2016 年度）下半期より試行を開始し、平成 29 年度（2017 年度）は取組を更に拡大。
- ・ 2020 年 3 月までの普及の数値目標を検討する。

## IV. 横断的な取組事項

### 1. 行政手続簡素化の3原則

#### ①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）

単に「オンライン提出を可能」とするだけでなく、中小企業・小規模事業者に対するIT導入促進策（100万社導入）も活用しながら、行政手続の完全デジタル化を目指すことが必要と考えられる。基本計画では、以下取り組むことが盛り込まれている。

- ・オンライン手続の義務化（国税、地方税、社会保険）
- ・大法人（資本金1億円超）は、電子申告を義務付け（2020年度～）

#### ②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）

重複情報の提供を不要とするプラットフォームの構築が必要と考えられる。  
（税・社会保険、補助金、法人設立、入札・契約）

#### ③書式・様式の統一

規制改革推進会議タスクフォースにおいて検討。

### 2. 利用者目線での本人確認手続の簡素化

- (1) 未来投資会議（平成30年3月30日）において、安倍総理から、「本人確認も身近なスマートフォンでできるようにするなど利用者目線で徹底的に改革を進めるべき」との指示があった。電子化に移行するに当たり、本人確認手段についても、利用者が極力負担を感じることなく簡単に手続が行えるよう、電子署名等を極力省略すべく、認証の在り方を見直すことが必要である。

表 23 本人確認方法の見直し

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
IT総合戦略室	「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」策定 （「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」廃止 ※NISCと連携）	平成30年 （2018年） 4月予定	既存の各種手続をデジタル化する際に必要となる本人確認等に対して、ID・パスワード等の電子認証等、より簡易な手段での本人確認等が可能となる。
IT総合戦略室	「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するテクニカルガイドブック」策定	平成30年 （2018年） 8月末予定	デジタル化を図る際の実施方法、留意事項など技術的な事項をまとめたもの。

各省庁	上記ガイドラインに基づく、本人確認方法の見直し ※電子署名は真に必要なものに限定	平成31年度 (2019年度)	※個々の手続について、ユーザーの利便性と情報セキュリティのバランスに留意しつつ、電子署名の必要性について精査を行った上で、可能な限り法人認証基盤で代替していく。
-----	---	--------------------	--

表 24 「法人認証基盤」の構築

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
経済産業省	1つのID・パスワード等を活用した電子認証システムの仕様を検討。	平成29年度 (2017年度)	簡易な手段での本人確認が可能となり、補助金を始めとする行政手続の時間や手間が節約できる。 (個々の手続について、ユーザーの利便性と情報セキュリティのバランスに留意しつつ、電子署名の必要性について精査を行った上で、可能な限り法人認証基盤で代替していく。)
経済産業省 (厚生労働省、総務省ほか 関係省庁)	電子署名以外の本人確認インフラとして、ID・パスワード等を用いた「法人認証基盤」を構築。法人番号を持たない個人事業主等のID管理方法について検討。厚生労働省、総務省ほか関係省庁は初期段階から議論に参加。	平成30年度 (2018年度)	
経済産業省 (各省庁)	経済産業省の複数の行政手続に法人認証基盤を実証導入。各省庁は所管する手続への実装を検討。	平成31年度 (2019年度)	
経済産業省	法人認証基盤を省内の手続に本格導入し、他省庁にもシステムを共有。	2020年度	

(2) 具体的には、「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」(府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定予定)に基づき、各省庁は以下の取組を進める。

- ・ 本人確認等について、**表 25**の整理を踏まえ、確認レベルに応じたデジタルによる本人確認に移行する。
- ・ 移行に際しては、現行の本人確認等において「厳格」レベルの本人確認等を行っている手続は「中間」又は「簡易」レベルで十分か否かの検討を、同様に「中間」レベルの本人確認等を行っている手続は「簡易」レベルで十分か否かの検討を行った上で、デジタルによる本人確認等の方法を決定する。
- ・ また、現行の本人確認等において「簡易」レベルの本人確認等を行っている手続は、デジタルによる本人確認等においても、「簡易」レベルの本人確認等を行うものとする。すなわち、デジタルによる本人確認等において、確認レベルを「厳格」又は「中間」に引き上げないものとする。

表 25 本人確認等の手法の見直し対応表

確認レベル	現行の本人確認等の手法	デジタルによる本人確認等の手法
厳格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実印+印鑑証明書</li> <li>・自署+実印+印鑑証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名方式</li> <li>・ID・パスワード等方式 (氏名等確認あり)</li> </ul>
中間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実印</li> <li>・合意を意思表示するための自署</li> <li>・自署+認印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ID・パスワード等方式 (氏名等の確認なし)</li> </ul>
簡易	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認印</li> <li>・記名+認印</li> <li>・記名</li> <li>・確認を意思表示するための自署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子文書、電子メール等への記名</li> <li>・クリックボタン</li> <li>・フォーム入力等</li> <li>[ID・パスワード等方式は使用可能]</li> </ul>

(3) なお、法務省において、会社代表者印の登録義務について、電子署名の登録との選択制に変更する方針が示されている（電子署名の登録を行えば、印鑑登録は行わなくてもよい）。しかしながら、仮に紙に押印を必要とする行政手続が残る場合、電子署名を選択することが事実上不可能となり、印鑑登録を行わざるを得なくなる。したがって、暫定的に紙による行政手続を残す場合には、会社代表者印も含めて押印を必須のものとし、ないような見直しが必要である。

(4) 平成 30 年 2 月末時点における有効な商業登記電子証明書は 29,151 件である（平成 30 年 3 月 23 日法務省提出資料）。

### 3. 省庁の枠を超えたワンスオンリー化

省庁ごとの行政手続の簡素化に加えて、今後は、「法人設立オンライン・ワンストップ」、「税・社会保険オンライン・ワンストップ」、「補助金プラットフォーム」等、省庁の枠を超えたデジタル・ワンストップ化を実現することが、「ワンスオンリー」を推進する観点から重要である。

上記について、未来投資会議（平成 30 年 3 月 30 日）において、安倍総理から、「従業員の税、社会保険手続も中小・小規模事業者を始め企業にとって大きな負担となっており生産性向上の妨げとなっている。行政サービスの受け手である国民の目線に立って、行政手続の縦割りを打ち破る必要がある。死亡・相続、法人設立などを旗艦プロジェクトと位置付け、来年以降 2020 年度に向け、オンライン化・ワンストップ化を実現する」との指示があった。

これを踏まえ、従業員に関する税・社会保険オンライン・ワンストップについては、以下の工程表に基づいて、速やかに取り組むこととする（補助金プラットフォームについてはP16～参照）。

表 26 税・社会保険オンライン・ワンストップ

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
IT 総合戦略室	重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成 29 年度（2017 年度）から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。	平成 29 年度（2017 年度）	企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。
IT 総合戦略室	行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成 30 年度（2018 年度）にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。	平成 30 年度（2018 年度）	

#### 4. デジタルファースト（行政手続の完全デジタル化）に向けて

- (1) デジタル・ガバメント実現への取組の中で、添付書類の提出の負担を国民に負わせている、行政の手続を見直すことは行政改革の観点からも重要である。
- (2) また、行政手続の完全デジタル化に当たっては、事業者の目線で徹底的に使い勝手を改善し、使いやすいシステムを作ることが必要である。
- ① 添付書類は撤廃し、必要な情報は申請書への記載へ一本化を図る。オンラインで確認可能な資料は原則提出を不要化する（例えば、複数の添付資料ごとに電子署名を付けて提出を求めるのでは、紙よりも面倒になる）。
  - ② 行政手続を業とする者のみならず、事業者本人にとっても使い勝手の良い申請システムとする（例えば、商業登記においては、代理人についてはオンライン利用率が約 80%であるのに対して、本人申請のオンライン利用率は 0%に近い）。
  - ③ 申請段階のオンライン化に加えて、行政内部のデジタル化を推進し、事務処理を迅速化・効率化すべきである（例えば、統計改革においては、事業者コストに加えて、「官民コスト」の 20%削減を打ち出している）。そのためには、既存の法令、手続、業務フロー等を単純に IT に置き換えるのではなく、IT 化を前提に法令、手続、業務フロー自体を見直す必要がある。例えば、定型的な審査業務等については、機械判読の導入等の検討が必要である。
  - ④ 電子申請案件に対する優先処理や手数料の引下げなどを始め、電子申請への移行に対するインセンティブの付与が必要である。
  - ⑤ マイナンバーを利用したバックヤード連携の費用負担の妥当性について、電子化促進の観点から検証する（例えば、住所情報を把握するために地方公共団体情報システム機構に照会する場合、1 件当たり原則 10 円の手数料が徴収される）。

(3) 内閣官房 I T 総合戦略室に対しては、各省庁がデジタル・ガバメント実行計画に基づく中長期計画を策定する際に以下の観点から各省庁の取組内容を確認することを要請する。行政手続部会としても、その後、必要に応じフォローアップする。

① 添付書類の不要化

(往復時間を短縮するのみならず、窓口での恣意的な指導等の防止にも有効)

② 本人確認手法の見直し

③ 対面の不要化 ((2) ①参照)

④ A P I 連携など、使い勝手の良い申請システムの構築 ((2) ②参照)

⑤ 電子申請への移行に対するインセンティブ付与 ((2) ④参照)

さらに、添付書類の不要化や本人確認手法の見直しなどについて、国会提出予定のデジタルファースト法案への反映の検討を要請する。

## **5. 国の出先機関ごとの独自の運用ルール（いわゆるローカル・ルール）の撤廃**

国の出先機関ごとの独自の運用ルールについては、本部会として事業者から実態を聴取したところ、許認可の一部や社会保険においていまだ残っている実態が判明したため、所要の改善を求めた。各省庁においては、受け身に対応するだけでなく、積極的に事業者側から実態を聴取し、ローカル・ルールが残っていないかを確認し、全国レベルでの統一的な運用を図ることが求められる。



## V. 地方の手続の簡素化

### 1. 地方自治体による行政手続コスト削減の重要性

国の手続の簡素化に加えて、地方自治体の独自の補助金や条例に基づく許認可の手続の簡素化は非常に重要である。例えば、鳥取県は、事業者の行政手続コストについて、国を上回る削減目標（1年間で30%削減）を掲げ、大きな成果を上げた（表27）。

表27 鳥取県のコスト計測結果と削減目標

	作業時間	削減目標	
		削減時間	削減率
許認可	282万時間	85万時間	30%
補助金	161万時間	48万時間	30%
計	443万時間	133万時間	30%

仮に、このような取組を全国に展開すれば大きな効果が期待される。今般の取組による国の手続のコスト削減効果（約8千万時間（約2千億円））に加えて、仮に各都道府県が鳥取県と同様の取組を行った場合（20%削減のケース）には、試算上、約2億時間（約5千億円）の効果が見込まれる（表28）。

表28 鳥取県の取組（許認可、補助金）を各都道府県に全国展開した場合の効果（20%削減）

	作業時間 〔金額換算〕	削減目安	
		削減時間 〔金額換算〕	削減率
許認可・補助金計	9億8640万時間 〔2兆5084億円〕	1億9728万時間 〔5017億円〕	20%

※1 各都道府県の人口1人当たりの行政手続コストを鳥取県と同一と仮定して試算。すなわち、鳥取県の行政手続コスト443万時間を鳥取県の人口570千人で除して、これに全国の人口126933千人を乗じて算出した。人口は平成28年10月1日現在。

※2 「金額換算」は、法人企業統計等により、人件費を2,543円/時間として換算（P2 ※参照）。

### 国の取組の効果（再掲）

1件当たりの作業時間	総手続件数 （コスト計測対象）	作業時間 （金額換算）	削減時間 （金額換算）	削減率
4.6時間	7523万2656件	3億4727万時間 （8831億円）	7700万時間 （1958億円）	22.2%

## **2. 経済財政諮問会議における議論**

経済財政諮問会議（平成 29 年 12 月 1 日）において、「地方行財政改革の推進に向けて」の議論があった際に、上記の鳥取県の事例を参照しつつ、「行政手続コスト削減の取組促進、成果を上げる自治体への支援強化」等により、地方経済と地方行財政の好循環を形成すべきとする旨の資料が有識者議員より提出された。この資料では、「国と歩調を合わせ、地方でも行政手続コスト削減の取組を進めることは、行政サービスの質の向上、企業負担の軽減からも波及効果大きい。地方全体で横展開が進むよう、関係府省で連携して課題を明らかにすべき」との提言がなされた。また、地方での取組の成果を、頑張る地方支援（地方交付税「地域の元気創造事業費」の算定における行革努力分等）に当たっての指標として取り入れるべきとの指摘がされている。

## **3. 地方における書式・様式の統一**

規制改革推進会議タスクフォースにおいて検討。その成果についても行政手続コストの削減が見込まれるため、削減効果の顕著な取組については、コスト計測の対象とすることを検討する。

## **4. 地方自治体からの取組の強化**

国から地方自治体に対して、事業者の行政手続コストの削減への理解と協力を依頼することの検討が必要である（地方自治体による許認可、補助金の簡素化。さらに書式・様式の統一）。あわせて、行政手続の簡素化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体を応援していくべきである。国と歩調を合わせ、行政手続コストの削減に取り組むことについては、トップレベルを含めたあらゆるレベルでの働きかけを行い、地方自治体の協力を求めていくことが必要である。

## VI. 今後取り組むべき事項

### 1. チェック&レビュー

各省庁は、本年3月末までに改定した基本計画に基づき、2020年までに、20%以上の事業者コスト削減の確実な実現が求められる見直しを実行することが求められる。本部会としては、以下の観点から、チェック&レビューに取り組む。

- ① 工程表の取組の進捗状況について、定期的実績を評価し、不十分な取組や効果が疑わしい取組について、対策の積増しを要請する（平成29年度分の取組の進捗状況については、本年5月に点検及び評価を行う）。
- ② 事業者の負担の軽減状況について、定量的なコスト測定を行う。なお、行政への入札・契約に関する手続についても、新たにコスト測定の対象とする。
- ③ 未来投資会議において新たに取り組むこととされた旗艦プロジェクトについては、既存の基本計画における20%コスト削減からの上乗せが見込まれるものであることから、具体化に向け、本部会としてもチェック&レビューを行うものとする。

### 2. 地方自治体への横展開

(1) 国と歩調を合わせ、事業者の行政手続コストの削減に取り組むことについて、トップレベルを含めたあらゆるルートを通じて、地方自治体への協力を依頼する（地方自治体による手続の簡素化、書式・様式の統一等）。

(2) あわせて、行政手続コストの削減等に積極的な地方自治体を国が応援する。

→各都道府県が鳥取県と同様の取組を行った場合（20%コスト削減）には、試算上、約2億時間（約5千億円）のコスト削減が見込まれる。これを目安に、地方展開に取り組む。（P31 [表28](#)参照）。

### 3. 「働き方改革」「生産性向上」の観点からの更なる簡素化

現時点では、「営業の許認可（いわゆる事業法上に基づく許認可）」以外の許認可（昨年の事業者アンケート（[表29](#)））や「申請後の手続（書類保存、検査）」等についてはコスト削減の対象としていない。今後、これらについても、「働き方改革」「生産性向上」の観点から、事業者の要望を踏まえつつ、事業者の行政手続コストの削減に取り組んでいく。

表29 その他分野

※事業者に対するアンケート調査による

分野	回答数
営業の許可・認可に係る手続	574
施設の安全（消防等）に関する手続	129
建物に関する手続	113

個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続	87
知的財産権の出願・審査に関する手続	87
土地利用に関する手続	82
不動産登記	76
道路、河川等の利用に関する手続	70
環境保全に関する手続	67
税関に対する手続	66
化学品等の安全管理に関する手続	60
株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	46
産業保安に関する手続	44
港湾における手続	29
生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	28
その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	22
生活環境に関する手続	21
その他	77

規制改革推進会議 行政手続部会  
委員・専門委員名簿

## (委員)

部会長	高橋 滋	法政大学法学部教授
部会長代理	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	江田 麻季子	世界経済フォーラム日本代表
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長

## (専門委員)

	大崎 貞和	野村総合研究所フェロー
	川田 順一	JXTG ホールディングス取締役副社長執行役員
	國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
	佐久間 総一郎	新日鐵住金取締役
	田中 良弘	新潟大学法学部准教授
	堤 香苗	キャリア・マム代表取締役
	濱西 隆男	尚美学園大学総合政策学部教授

## 第1 検討チーム委員・専門委員名簿

(委員)

主査 高橋 滋 法政大学法学部教授  
江田 麻季子 世界経済フォーラム日本代表  
原 英史 政策工房代表取締役社長

(専門委員)

大崎 貞和 野村総合研究所フェロー  
川田 順一 JXTG ホールディングス取締役副社長執行役員  
濱西 隆男 尚美学園大学総合政策学部教授

## 第2 検討チーム委員・専門委員名簿

(委員)

主査 安念 潤司 中央大学法科大学院教授  
野坂 美穂 多摩大学経営情報学部専任講師  
林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士

(専門委員)

佐久間 総一郎 新日鐵住金取締役  
田中 良弘 新潟大学法学部准教授  
堤 香苗 キャリア・マム代表取締役

## 行政手続部会における審議経過

## 1. 行政手続部会

第 1 回	H29. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続部会の今後の進め方</li> <li>・ 重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について</li> <li>・ 基本計画の概要について</li> </ul>
第 2 回	H29. 9. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画について関係者からのヒアリング 日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国社会保険労務士会連合会</li> </ul>
第 3 回	H29. 10. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県における行政手続コスト削減の取組</li> </ul>
第 4 回	H29. 11. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認手続の簡素化について</li> </ul>
第 5 回	H29. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政への入札・契約に関する手続の簡素化について</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング（入札・契約に関する手続） 物品・役務（総務省） 建設工事・測量等（国土交通省）</li> <li>・ 独立行政法人の入札参加資格審査（物品・役務）について</li> </ul>
第 6 回	H30. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング デジタル・ガバメント実行計画（内閣官房 I T 総合戦略室）</li> </ul>
第 7 回	H30. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング（入札・契約に関する手続） 物品・役務（総務省） 建設工事・測量等（国土交通省）</li> <li>・ その他の確認事項について</li> </ul>

## 2. 行政手続部会第1検討チーム

第1回	H29. 9. 21	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「国税」及び「地方税」（財務省、総務省）
第2回	H29. 10. 5	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省） ・ 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針について
第3回	H29. 11. 2	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省） ・ 「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針」に対する各省庁からの回答の取りまとめ
第4回	H30. 1. 18	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（警察庁、農林水産省、環境省、経済産業省）
第5回	H30. 2. 1	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（金融庁、国土交通省、厚生労働省）
第6回	H30. 2. 21	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省）
第7回	H30. 3. 15	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（農林水産省、国土交通省、厚生労働省）
第8回	H30. 3. 27	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（経済産業省、環境省）



### 3. 行政手続部会第2検討チーム

第1回	H29. 9. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」 (内閣官房IT総合戦略室、内閣府子ども子育て本部、厚生労働省)</li> <li>重点分野「従業員の労務管理に関する手続」 (厚生労働省、国土交通省)</li> </ul>
第2回	H29. 10. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点分野「補助金の手続」</li> </ul>
第3回	H29. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点分野「調査・統計に対する協力」</li> </ul>
第4回	H29. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング(調査・統計に対する協力)</li> <li>類似統計の集約・一本化(人事院「職種別民間給与実態調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)</li> <li>・ 「基本計画見直しの方針」(調査・統計に対する協力、補助金の手続)及び省庁ヒアリング(就労証明書、労務管理)に対する各省庁の回答について</li> </ul>
第5回	H30. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「商業登記等」(法務省)</li> </ul>
第6回	H30. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「調査・統計に対する協力」(類似統計の集約・一本化等) (人事院、厚生労働省)</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」 (内閣官房IT総合戦略室、内閣府子ども子育て本部、厚生労働省)</li> </ul>
第7回	H30. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「商業登記等」(法務省)</li> <li>・ 重点分野「調査・統計に対する協力」(類似統計の集約・一本化等)</li> </ul>